

第 1 1 回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

署名者

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会長

第11回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

1 開催日時

平成28年6月23日（木） 午前10時00分から午前11時30分まで

2 開催場所

災害対策本部室（西館4階）

3 出席した委員

会長 佐野真一郎委員、石川正治委員、天野明彦委員

4 庶務を行うため出席した職員

行政課長 木和田治伸、行政課主幹 前田出、行政課課長補佐 野中知加子、行政課専任主査 石田哲久

5 説明を行うため出席した職員

情報企画課長 廣瀬大三、情報企画課主幹 林英樹、情報企画課主査 中尾雄一郎、情報企画課主事 井本峻介、同 小貫竜矢
市民課長 小林正彦、市民課専門員 岩井良充、市民課主事 河根伸明

6 会議に付した事項

諮問第15号「住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の再評価について（証明書コンビニエンスストア交付サービス）」

- ・事務局概要説明
- ・実施機関概要説明
- ・審議

7 議事概要

別紙のとおり

別紙 議事概要

1 運営審議会運営事項等について

- (1) 委員自己紹介、事務局自己紹介
- (2) 会議録の公開について
公開とする。

2 諮問第15号について

「住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の再評価について（証明書コンビニエンスストア交付サービス）」

(1) 実施機関（情報企画課及び市民課）の説明

- ・ 社会保障・税番号制度の概要
- ・ 特定個人情報保護評価の概要
- ・ 特定個人情報保護評価における審査の観点（適合性・妥当性）
- ・ 証明書コンビニ交付サービス開始に伴う特定個人情報保護評価の再評価について（住民基本台帳に関する事務）

(2) 質疑応答

・ 委 員	・ 証明書のコンビニ交付サービスでマイナンバーカードを使用することであるが、利用者がコンビニに忘れた場合はどうなるのか。
・ 市 民 課	・ 置き忘れは利用者の責任だが、アラームが鳴る仕組みになっている。
・ 委 員	・ マイナンバーカードの利用率を上げる施策についてどのように考えているか。
・ 市 民 課	・ コンビニでは24時間交付が可能であり、利便性が高いと考えているのでアピールしていきたい。また、カードの独自利用を検討しており、いかにメニューを打ち出せるかが大切であると考えている。
・ 委 員	・ マイナンバーカードの性別の記載について、性同一性障害の方はどう表記されるのか。

<p>・市民課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名、住所、生年月日、性別の個人識別4情報は記載されるが、第三者が見えないようにカード収納のビニールケースがある。 ・手当の申請などについては、申請書に性別の記載がないからという理由により、申請を受け付けないということはない。
<p>・委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードを落としたり、盗まれたり、災害で紛失した場合などそれを利用される可能性はあるのか。
<p>・市民課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードには本人の顔写真が付いており、簡単な不正利用は一般的には困難であると考えている。カードには特殊なインクが使用されていたり、シェービング加工がされているなど最先端の技術が使用されている。 ・カード紛失時は24時間365日コールセンターで対応できるようにしている。
<p>・委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの世界で完璧ということはない。データが漏えいするリスクはある。例えば、スマートフォンで画面を撮影するとかが考えられ、それは持ち物検査で確認することによりある程度防止できる。 ・マイナンバーカードは交付時に顔認証される場所、最近の顔認証システムは技術水準が高い。 ・ただ、マイナンバーカードの利用については、常にトライ&エラーでリスク管理を行わなければならない。 ・配布された別紙1の記載の中でデータセンターとして記載された団体が民間会社であることは分かるが、地方公共団体情報システム機構やマルチコピー機集約センターとはどういう組織なのか。
<p>・市民課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム機構は地方公共団体が共同して運営する組織であり、マルチコピー機集約センターは民間会社であり、利用するコンビニによってその民間会社は異なる。
<p>・委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配布資料NO. 3の12頁によれば、再委託はあるとされているが、外注の職員がいるということか。
<p>・市民課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・そうである。

<ul style="list-style-type: none"> ・委 員 	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託先の外注職員に市は指導などするのか。
<ul style="list-style-type: none"> ・市 民 課 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先が教育指導することになっている。本市と委託先との契約により教育指導することを確認している。

(3) 審議

- ・システムの世界で完璧ということはなく、データ漏えいのリスクをゼロにすることはできない。
- ・概ね、情報企画課及び市民課の説明により、外部に保存されたデータが漏えいするリスクや通信に使用されるデータが傍受解析されるリスクについては対応がなされていると考える。
- ・ただ、再委託については、それにより特定個人情報を含むデータが漏えいするリスクが高まるため、市が再委託先に対し、スーパーバイズ（監督）する仕組みを取り入れるよう検討すること。

(4) 審議の結果

- ・審議の結果、特定個人情報ファイルの取り扱いに問題がないと認めるが、再委託先について市が監督する仕組みを取り入れることを検討すべきことを付記する。